

## 第 4 章 復旧対策

## 第4章 復旧対策

### 第1 被災者の生活再建・産業復興に対する府独自制度の創設

台風第23号により京都府では多大な被害を受けたが、被災者や被災地の1日も早い復旧・復興のため、「地域の再建」、「産業の復興」、「災害の復旧」を柱とする京都府の独自施策を含む緊急対策を実施した。

特に、被災者に対する住宅等の生活再建支援については、国の支援制度があるが、制度に限界があり、被災者の再建に十分なものとは言いがたいことから、京都府独自の制度を創設した。

#### 主な府独自事業

##### < 1 地域の再建 >

事業名	事業概要	担当部局																																			
地域再建被災者住宅等支援補助金	<p>台風第23号により生活基盤となる住宅等の被害を受けた府民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより、地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、市町村が被災者に対して被災した住宅の再建に要する経費を補助する場合、その経費の一部を補助</p> <p>&lt; 補助対象者 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者</li> <li>・同一市町村内で住宅を建替、購入又は補修して引き続き居住しようとする者</li> </ul> <p>&lt; 対象経費 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の建替・購入・補修経費</li> </ul> <p>&lt; 補助限度額 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊 300万円</li> <li>・大規模半壊 200万円</li> <li>・半壊 150万円</li> <li>・一部破損・床上浸水 50万円</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考)</p> <p>被災者生活再建支援法に基づく支援金</p> <p>&lt; 対象被災世帯 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が「全壊」又は「半壊しやむなく解体」した世帯</li> <li>・火砕流等により長期間避難を余儀なくされた世帯</li> <li>・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯主の年収、年齢</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>～ 100万円</th> <th>～ 200万円</th> <th>～ 300万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">年収 500万円</td> <td>複数</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・世帯主が45歳以上又は要保護世帯で 500万円&lt;年収&lt;700万円</td> <td>複数</td> <td>150万円</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>単数</td> <td>112.5万円</td> <td>37.5万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・世帯主が60歳以上又は要保護世帯で 500万円&lt;年収&lt;800万円</td> <td>複数</td> <td>150万円</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>単数</td> <td>112.5万円</td> <td>37.5万円</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt; 支援対象経費 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常生活に必要な物品の購入又は修理費</li> <li>・自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</li> <li>・住居の移転又は交通費</li> <li>・住宅を賃貸する場合は礼金</li> <li>・民間住宅を賃貸する場合は借主のための経費</li> <li>・住宅の解体（除去）・撤去・整地費</li> <li>・住宅の建設、購入のための借入金等の利息</li> <li>・ローン保証料その他住宅の建替等に係る諸経費</li> </ul> </div>	世帯主の年収、年齢	世帯数	支給限度額			～ 100万円	～ 200万円	～ 300万円	年収 500万円	複数	300万円	100万円	200万円	単数	225万円	75万円	150万円	・世帯主が45歳以上又は要保護世帯で 500万円<年収<700万円	複数	150万円	50万円	100万円	単数	112.5万円	37.5万円	75万円	・世帯主が60歳以上又は要保護世帯で 500万円<年収<800万円	複数	150万円	50万円	100万円	単数	112.5万円	37.5万円	75万円	土木建築部
世帯主の年収、年齢	世帯数			支給限度額																																	
		～ 100万円	～ 200万円	～ 300万円																																	
年収 500万円	複数	300万円	100万円	200万円																																	
	単数	225万円	75万円	150万円																																	
・世帯主が45歳以上又は要保護世帯で 500万円<年収<700万円	複数	150万円	50万円	100万円																																	
	単数	112.5万円	37.5万円	75万円																																	
・世帯主が60歳以上又は要保護世帯で 500万円<年収<800万円	複数	150万円	50万円	100万円																																	
	単数	112.5万円	37.5万円	75万円																																	

事業名	事業概要	担当部局
地域再建被災者住宅等支援融資	被災住宅に代わる住宅の建設・購入や被害住宅の修繕等を行うり災者に対して住宅等再建資金を融資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設、購入の場合：5年間無利子（6年目以降申込時の住宅金融公庫災害復興住宅融資と同じ利率）、限度額700万円、最長25年償還（3年以内の元金据置） （現行制度：利率3.0%）</li> <li>・修繕・改良の場合：5年間無利子（6年目以降申込時の住宅金融公庫災害復興住宅融資と同じ利率）、限度額450万円、最長10年償還（3年以内の元金据置） （現行制度：利率2.9%）</li> </ul>	土木建築部
緊急生活支援金無利子貸付事業	生活福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した低所得世帯を対象に融資制度を拡充 拡充内容：金利3%を無利子、据置期間を1年から2年に延長</li> </ul> 母子寡婦福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した母子・寡婦世帯を対象に、融資制度を拡充 拡充内容：金利3%を無利子、住宅資金については、据置期間を半年から2年に延長</li> </ul>	保健福祉部

< 2 産業の復興 >

事業名	事業概要	担当部局
中小企業緊急特別融資対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等向け特別融資の創設(融資枠200億円) 限度額：8,000万円（保証人1名以上） 特に小規模企業者について、無担保・無保証人で限度額1,000万円 償還期間：10年以内（据置期間2年） 貸付利率：1.0% 実施期間：平成17年5月31日まで セーフティネット保証の適用を受ける場合、別枠で利用可能</li> </ul>	商工部
観光キャンペーン特別対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を受けた府北部地域の積極的な観光振興を図るため、冬の観光シーズンに向けた観光キャラバン等のPRを実施</li> </ul>	
農林水産業緊急特別融資対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した農林漁業者等に対し、低利融資制度を創設（5年間無利子）</li> </ul>	農林水産部

## 第2 社会基盤施設等の復旧対策

台風23号によって、道路交通網をはじめ、府民の日常生活に欠かすことのできない生活基盤施設等が被災したことから、京都府では、災害発生直後から、その応急復旧に全力を挙げて取り組むとともに、本格的な生活基盤施設等の復旧作業に着手した。

また、被災者の生活再建や地域の産業復興に寄与するため、新たな支援制度の創設など積極的な取り組みを行った。

### 社会基盤の復旧

- 土木施設の復旧 . . . . . 道路、河川、公園施設等
  - 農林水産施設の復旧 . . . . . 農地、農業用施設、林道等
  - 災害関連公共事業 . . . . . 砂防、治山等
  - 教育施設等の復旧 . . . . . 公立学校、文化財、社会福祉施設等
- 地域再建、生活再建の支援

総務部・共通

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
府税の減免、徴収猶予	被災者を対象に府税の減免、納税の猶予、期限延長等の特例措置	〔実績〕 個人事業税 ・期限延長 14件 ・減免 7件 351千円 法人2税 ・期限延長 6件 ・納税猶予 2件 752千円 不動産取得税 ・期限延長 2件 自動車税 ・減免 16件 98千円 ・課税保留 229件 3,537千円 自動車取得税 ・減免 303件 6,292千円
学校授業料等の減免・助成	・府立学校、府大学に通う被災生徒・学生を対象に授業料、入学料及び入学検査料を減免  ・授業料等の減免を行った私立学校に対し、補助	減免実績 ・府立大学 入学検査料2件34千円 ・府立高校 入学検査料 許可件数 51件 入学料 57件317,380円 授業料 141件5,147,200円  補助実績 ・9件 1,168千円
府民利用施設等災害復旧事業	・府民利用施設、府庁舎等の災害復旧  11月補正207,000千円	16年度着工、一部を残し復旧 ・17年度中にすべて復旧
文化財災害復旧事業	・緊急に保全を必要とする未指定文財について、補修費等を補助 11月補正25,000千円 2月補正 7,000千円	復旧済み 68件 次年度以降対応 13件 所有者から申請なし 3件

企画環境部

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
交通関係災害対策事業	・北近畿タンゴ鉄道災害復旧の支援及び大江町営バス更新 11月補正94,100千円	北近畿タンゴ鉄道 ・16年10月25日仮復旧、運行再開 ・17年7月 復旧事業完了(全面復旧) 大江町営バス ・バス購入 2両

## 商工部

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
中小企業緊急特別融資対策事業	・「台風第23号非常時緊急融資」の独自制度の創設 ・被災中小企業者等に対し災害復旧のための資金を融資 11月補正6,000,000千円(預託金)	・H16.11.16～H17.5.31まで実施 ・271件 31億8,700万円
観光キャンペーン特別対策	・被災地域の積極的な観光振興を図るため、PRイベント等の実施 11月補正2,000千円	知事を先頭に、観光キャンペーンを実施 期間:11/20(土)、21(日) 場所:大阪市内

## 保健福祉部

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
緊急救助活動費	・被災者の救出救護、避難所の設置、食料生活必需品等の給貸与、遺体の埋葬等の実施 11月補正460,000千円 2月補正110,000千円	各救助について実施済み
災害援護資金貸付事業	・被災者へ市町村が生活資金を融資するための資金の貸し付け 11月補正390,000千円 2月補正120,000千円	各市町を通じて貸付け実施済み 対象件数:80件
災害弔慰金	・不幸にも尊い生命を亡くされた方の遺族に対し、災害弔慰金を支給 11月補正39,375千円 2月補正31,875千円	各市町を通じて支給済み 対象件数:13件
緊急生活支援資金無利子貸付事業(生活福祉資金)	・被災した低所得者世帯への生活再建のため、府独自に無利子貸付け 11月補正(事項のみ) 2月補正4千円 以降202千円	貸付決定3件、2,188千円 利子補給額 総額206千円
緊急生活支援資金無利子貸付事業(母子・寡婦福祉資金)	・被災した母子家庭の母及び寡婦への生活再建のため、府独自に無利子貸付け 11月補正(事項のみ)	申込期限:平成17年5月31日 申込期限内の貸付け申請なし
被災高齢者介護サービス緊急利用支援事業	・要介護者の介護サービスに要した経費への補助 11月補正4,400千円	補助金助成実施済み 対象者数:22人 補助所要額:1,349千円
社会福祉施設災害復旧事業	・被災社会福祉施設の復旧に対する助成・整備資金貸付枠の拡大 11月補正248,000千円	府社協に対し、貸付実施済み 貸付申請なし

## 農林水産部

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
農林水産業緊急特別融資対策事業	・被災した農林漁業者等に対し、府独自の緊急融資対策 11月補正 900 千円 02月補正 892 千円 当初 5,000 千円	融資実績 67件 融資額 589百万円
農業用共同利用施設等の災害復旧	・被災したパイプハウス、農業用共同利用施設等の復旧に対する助成 11月補正 120,000 千円 02月補正 67,792 千円	パイプハウス 273棟 復旧完了 共同利用施設 3施設 復旧完了
担い手養成実践農場の災害復旧	・被災を受けた担い手養成実践農場の研修用施設(パイプハウス)及び農地の再生に対する助成 11月補正 4,000 千円 02月補正 2,767 千円	実践農場 14箇所 復旧完了
新地域農場づくり台風23号災害対策事業	・水稻生産体制の再構築に向けた推進活動と共同利用機械の導入に対する助成 当初 200,000千円(枠) 当初 180,000千円(枠) 地域課題ふるさと推進事業の枠内で対応	事業実施 6地域 (大江町1,舞鶴市5)
畜産共同利用施設の災害復旧	・堆肥舎等畜産農家が利用する共同利用施設の復旧に対する助成 11月補正 3,300 千円 02月補正 3,300 千円	激甚災害の指定は受けられなかったが、それぞれ復旧を完了した。
黒大豆・小豆の種子確保対策	・黒大豆及び小豆の種子生産ほ場が大きな被害を受けたため、種子として利用可能な一般生産物を「転用種子」として確保するための再調製経費等への助成 11月補正 1,500 千円	H17.3に50ha相当、小豆60ha相当の種子を確保済み
農産物緊急防除対策	・台風後の緊急的な病害防除に万全を期し、茶・黒大豆等特産物の品質維持安定生産を確保するため農薬の購入経費への助成 11月補正 1,600 千円 02月補正 1,475 千円	病害発生防止の薬剤散布を指導 経費助成を実施
団体営耕地災害復旧事業	・農地、農業用施設の災害復旧 11月補正 1,213,000 千円 02月補正 1,598,000 千円 当初 741,000 千円	9月末工事発注状況等 ・復旧計画箇所 1545箇所 ・工事着手済み 1327箇所 86% ・工事完了済み 816箇所 53%
農村生活環境施設復旧事業	・農業集落排水施設等の災害復旧 11月補正 67,000 千円 02月補正 35,000 千円	9月末工事発注状況等 ・復旧計画箇所 3箇所 ・工事着手済み 3箇所 100% ・工事完了済み 2箇所 67%

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
水産共同利用施設の災害復旧	・漁業者が利用する共同利用施設(荷捌き所等)の復旧に対する助成 11月補正 19,200 千円	京丹後市網野町浜詰 水産物荷捌所 (106㎡ 5,780千円)竣工(H17.3)  伊根町蒲入 漁船漁業用作業保管施設 (302㎡、15,200千円)着手済み。  カキ殻処理施設(舞鶴市)の復旧事業の着手に向けて指導中。 内水面養殖池(福知山市)復旧事業の着手に向けて指導中。
漁港関係施設災害復旧事業	・防波堤や護岸など漁港関係施設の災害復旧 11月補正 0 千円 02月補正 62,953 千円	舞鶴市4地区 竣工 宮津市4地区進捗率34%

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
治山災害復旧事業	・災害関連緊急治山事業や林地崩壊防止事業など災害の発生防止に向けた緊急治山事業 11月補正 1,876,000 千円 02月補正 209,236 千円 当初 590,631 千円	9月末工事発注状況等 ・復旧計画箇所 179箇所 ・工事着手済み 146箇所 82% ・工事完了済み 128箇所 72%
林道災害復旧事業	・林道の災害復旧事業 11月補正 851,000 千円 02月補正 584,738 千円 当初 358,020 千円	9月末工事発注状況等 ・復旧計画箇所 489箇所 ・工事着手済み 434箇所 89% ・工事完了済み 190箇所 39%
造林等災害復旧事業	・風倒木等緊急除去や森林災害復旧など災害の発生防止に向けた緊急造林事業 11月補正 69,000 千円 02月補正 24,000 千円 当初 157,410 千円	9月末工事発注状況等 ・復旧計画区域 461ha ・工事着手済み 51ha 11%

## 土木建築部

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況								
公共土木施設災害復旧事業等	・道路、河川等公共土木施設の補助災害復旧事業及び調査設計費 <table border="1" data-bbox="518 1025 746 1153"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被災箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川</td> <td>1,075</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>429</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> 11月補正15,000,000千円 02月補正 2,738,243千円 当初 2,729,816千円	区分	被災箇所	河川	1,075	道路	429	その他	17	・1,521箇所の内、1,375箇所(90%)発注済み ・発注済箇所進捗率60% ・完成265箇所(19%) 上記数値については、10月中旬現在
区分	被災箇所									
河川	1,075									
道路	429									
その他	17									
土木施設単独災害復旧事業	・土木施設の小規模な災害復旧事業 11月補正 200,000千円 02月補正 11,959千円 当初 -千円	・63箇所の内、52箇所(83%)発注済み ・完成52箇所(83%)								
道路等応急復旧事業	・道路施設の応急復旧事業 11月補正 250,000千円 02月補正 -千円 当初 -千円	・完了								
河川等災害関連事業(公共)	・災害復旧事業と一体的に行う緊急河川整備事業等 11月補正 600,000千円 02月補正 1,035,127千円 当初 409,101千円	・用地取得及び工事実施中								
河川等災害関連事業(単独公共)	・災害復旧事業と一体的に行う緊急河川整備事業等 11月補正 200,000千円 02月補正 -千円 当初 -千円	・33箇所の内、32箇所(97%)発注済み ・完成28箇所(85%)								
地域再建被災者住宅等支援事業	・地域再建被災者住宅等支援補助金 11月補正 2,000,000千円 02月補正 750,000千円 ・地域再建被災者住宅等支援融資 11月補正 26,600千円 02月補正 26,099千円 当初 10,000千円	・17市町、3,680件受付 ・43件申込								

企業局

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
工業用水道設備災害復旧事業	・工業用水道事業設備の災害復旧 11月補正211,500千円	H17.4.30 復旧完了

教育委員会

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
文化財災害復旧事業	・京都府指定、登録文化財の災害復旧 ・国指定文化財の災害復旧に対する助成 11月補正25,000千円 2月補正 19,294千円	26件(完了済)
府立学校施設災害復旧事業	・高等学校、盲・聾・養護学校校舎等の災害復旧 11月補正200,000千円 2月補正 65,845千円	40件(完了済)

警察本部

(平成17年9月30日現在)

事項	概要	進捗等状況
交通安全施設災害復旧事業	・交通安全施設(信号機等)の災害復旧 11月補正113,000千円	信号制御機60基等、全て復旧済



### 第3 国への要望活動

台風23号の直撃により、死者・重傷者が29名、全半壊住宅が354棟に上るなど、府内各地に甚大な被害が発生した。

また、道路や河川などの公共土木施設をはじめ、農林水産業関係や商工関係に重大な被害が生じ、地元産業への影響が極めて大きかった。

このため、平成17年10月22日及び25日に「激甚災害の早期指定」「再度災害防止のための重点的な事業促進」「公共土木・農林水産施設等の災害復旧に関する支援」等各般にわたる施策について緊急要望を行った。

平成17年10月22日 防災担当大臣への要望書

## 台風第23号に伴う災害に関する緊急要望

京都府政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、10月20日、台風第23号がもたらした豪雨等により、府内各地におきまして、死亡・行方不明等の人的被害をはじめ、住宅の全半壊や道路・河川の損壊等甚大な被害が生じたところであります。

本府におきましては、市町村及び関係機関と連携を図りながら、被害状況の把握に努め、被災者の救援活動に全力を尽くすとともに、災害施設等の応急復旧に最大限取り組んでいるところでありますが、下記事項につきまして、格段の御支援等を要望いたします。

### 記

#### 1 激甚災害の早期指定

台風第23号に伴う災害を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく激甚災害として早期に指定いただきますようお願いいたします。

#### 2 再度災害防止のための重点的な事業促進

宮津市を流れる二級河川大手川については、溢水により多数の床上・床下浸水被害をもたらしたことから、災害の再発を防止するためにも、緊急かつ抜本的な河川改修が可能となるよう、河川激甚災害対策特別緊急事業などの早期採択について特段の御配慮をお願いいたします。

また、関連する調査費についても併せて御配慮をお願いいたします。

#### 3 公共土木・農林水産施設等の災害復旧に対する支援

被災した道路、河川、砂防、都市公園、下水道等の公共土木施設及び治山・林道、農地・農業用施設や社会福祉施設等の復旧について、早期実施及び事業採択をお願いいたします。

##### (1) 道路関係

ア 一般国道9号

イ 一般国道27号

ウ 一般国道175号

をはじめとする国道、府道、市町村道

##### (2) 河川関係

ア 一級河川由良川

イ 一級河川牧川

ウ 一級河川犀川  
をはじめとする一級・二級河川

(3) 砂防関係

- ア 宮津市滝馬地区
  - イ 舞鶴市下見谷地区
  - ウ 福知山市雲原地区
- ほか13地区

4 公営住宅災害復旧及び住宅再建に対する支援

災害により損傷した府営住宅、市町村営住宅等の災害復旧事業を早期に採択いただくとともに、水害、土砂災害等により被災した住宅の再建や補修に係る公的助成制度の拡充、残存ローン債務者に対する償還猶予措置等の支援について特段の配慮をお願いします。

5 北近畿タンゴ鉄道の早期復旧に関する支援

北近畿タンゴ鉄道宮津線・宮福線については、府北部地域の基幹的交通機関（生活路線）として住民生活に必要不可欠な第3セクター鉄道であります。盛土崩壊等により運転が休止される中、その復旧事業についての早期採択をお願いします。

6 被害復旧に対する財政措置

上記のほか、府及び市町村が被害の復旧に要する経費について特別交付税をはじめ特段の財政措置をお願いします。

平成16年10月22日  
京都府知事 山田 啓二

平成17年10月22日 防災担当大臣への要望書

台風23号による災害対策に関する緊急要望

10月20日夕刻から近畿地方を直撃した台風23号により、京都府北部地域を中心とする府域全域において、多くの尊い命が失われたほか、甚大な人的、物的被害がもたらされた。

被災地においては、府及び被災市町が協力し、全力を挙げて応急措置を講じるとともに、被災者の支援と災害復旧に取り組んでいるところであるが、近年まれにみる大規模な災害に係る被災地の復旧及び被災者の生活再建のためには、地方自治体による対応だけでなく国による迅速かつ強力な支援が不可欠である。

よって、国におかれては、被災地の復旧をはじめとした災害対策に必要な緊急の支援措置について、特段の配慮を強く要望する。

平成16年10月22日

防災担当大臣 村田吉隆様

京都府議会議長 田坂幾太

## 台風第23号に伴う災害に関する緊急要望

京都府政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、10月20日、台風第23号がもたらした豪雨等により、府内各地におきまして、死亡・行方不明等の人的被害をはじめ、住宅の全半壊や道路・河川の損壊等甚大な被害が生じたところであります。

本府におきましては、市町村及び関係機関と連携を図りながら、被害状況の把握に努め、被災者の救援活動に全力を尽くすとともに、災害施設等の応急復旧に最大限取り組んでいるところでありますが、下記事項につきまして、格段の御支援等を要望いたします。

### 記

#### 1 激甚災害の早期指定

台風第23号に伴う災害を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく激甚災害として早期に指定いただきますようお願いいたします。

#### 2 一級河川由良川の抜本的改修

由良川については、これまで度々洪水被害に見舞われておりますが、今回は未曾有の大災害となった昭和28年の出水にも匹敵する豪雨により、各地で甚大な被害が発生したところであります。

北近畿の拠点都市である福知山市、舞鶴市、綾部市をはじめ、多くの府民が暮らす由良川流域の安心・安全な生活確保のためには、由良川の早期改修が不可欠であり、水害防止のための抜本改修を強力に進められるようお願いいたします。

#### 3 二級河川大手川の再度災害防止のための重点的な事業促進

宮津市を流れる大手川については、溢水により多数の床上・床下浸水被害をもたらしたことから、災害の再発を防止するためにも、緊急かつ抜本的な河川改修が可能となるよう、河川激甚災害対策特別緊急事業などの早期採択について特段の御配慮をお願いいたします。

また、関連する調査費についても併せて御配慮をお願いいたします。

#### 4 公共土木・農林水産施設等の災害復旧に対する支援

被災した道路、河川、砂防、都市公園、下水道等の公共土木施設及び治山・林道、農地・農業用施設や社会福祉施設、小中学校をはじめとする文教施設等の復旧について、早期実施及び事業採択をお願いいたします。

##### (1) 道路関係

ア 一般国道9号

イ 一般国道27号

ウ 一般国道175号

をはじめとする国道、府道、市町村道

##### (2) 河川関係

ア 一級河川牧川

イ 一級河川犀川

をはじめとする一級・二級河川

##### (3) 砂防関係

ア 宮津市滝馬地区

イ 舞鶴市下見谷地区

ウ 福知山市雲原地区

ほか13地区

#### 5 公営住宅災害復旧及び住宅再建に対する支援

災害により損傷した府営住宅、市町村営住宅等の災害復旧事業を早期に採択いただくとともに、水害、土砂災害等により被災した住宅の再建や補修に係る公的助成制度の拡充、残存ローン債務者に対する償還猶予措置等の支援について特段の配慮をお願いします。

**6 北近畿タンゴ鉄道の早期復旧に関する支援**

北近畿タンゴ鉄道宮津線・宮福線については、府北部地域の基幹的交通機関（生活路線）として住民生活に必要不可欠な第3セクター鉄道ですが、盛土崩壊等により運転が休止される中、その復旧事業についての早期採択をお願いします。

**7 農林水産業の被害対策についての措置**

京野菜や小豆、黒大豆をはじめ農林水産物が甚大な被害を受けています。この度の被害が経営意欲の後退につながらないよう特別の対策を講じるとともに、天災融資法の早期発動や再保険金の早期支払いに特段の配慮をお願いします。

**8 被害復旧に対する財政措置**

上記のほか、府及び市町村が被害の復旧に要する経費について特別交付税をはじめ特段の財政措置をお願いします。

平成16年10月25日

京 都 府 知 事      山 田   啓 二

## 第4 激甚災害の指定及び被災者生活再建支援法の適用

### 1 台風第23号による災害に関する激甚災害の指定（本激）

政令名	平成16年10月18日から同月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
政令公布	平成16年12月1日
激甚災害名	平成16年10月18日から同月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
特例措置	<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 公共土木施設等の災害復旧事業について国庫補助の嵩上げ</p> <p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について国庫補助の嵩上げ農林水産</p> <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について国庫補助の嵩上げ</p> <p>森林災害復旧事業に対する補助の特例 激甚災害を受けた森林の被害額及び被害面積が一定以上の市町村の区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林被害復旧事業について国1/2補助</p> <p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 市町村の行う感染予防事業の支弁について2/3負担</p> <p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で小災害の復旧事業費に充てるための地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入 (各市町村の被害状況に応じて適用)</p>

## 2 台風第23号による災害に関する局地激甚災害の指定（局激）

激甚災害名	平成16年10月18日から同月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
政令公布	平成16年12月1日
対象市町村	宮津市、大江町、加悦町
特例措置	<p>中小企業信用保証保険法による災害関係保証の特例          中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げ          小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例          小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金及び中小企業近代化資金助成法の貸付金等について償還期間の延長（2年以内）</p>

## 3 被災者生活再建支援法の適用

法適用日時	平成16年10月20日（水）																								
災害の原因	台風第23号																								
対象市町村	福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、大江町、加悦町、伊根町																								
支援金の概要	<p>&lt;対象被災世帯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が「全壊」又は「半壊しやむなく解体」した世帯</li> <li>・火砕流等により長期間避難を余儀なくされた世帯</li> <li>・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</li> </ul> <p>&lt;支援内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯主の年収、年齢</th> <th>世帯数</th> <th>支給限度額</th> <th>～</th> <th>～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">年収 500万円</td> <td>複数</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で 500万円&lt;年収 700万円</td> <td>複数</td> <td>150万円</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 500万円&lt;年収 800万円</td> <td>単数</td> <td>112.5万円</td> <td>37.5万円</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;支援対象経費&gt;</p> <p>通常生活に必要な物品の購入又は修理費          自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費          住居の移転費又は交通費          住宅を賃貸する場合の礼金          民間住宅の家賃・仮住まいのための経費          住宅の解体（除去）・撤去・整地費          住宅の建設、購入のための借入金等の利息          ローン保証料その他住宅の建替等に係る諸経費</p>	世帯主の年収、年齢	世帯数	支給限度額	～	～	年収 500万円	複数	300万円	100万円	200万円	単数	225万円	75万円	150万円	・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で 500万円<年収 700万円	複数	150万円	50万円	100万円	・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 500万円<年収 800万円	単数	112.5万円	37.5万円	75万円
世帯主の年収、年齢	世帯数	支給限度額	～	～																					
年収 500万円	複数	300万円	100万円	200万円																					
	単数	225万円	75万円	150万円																					
・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で 500万円<年収 700万円	複数	150万円	50万円	100万円																					
・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 500万円<年収 800万円	単数	112.5万円	37.5万円	75万円																					

## 第5 義援金の募集・配分

台風第23号による被害を受けられた被災者への援護の一助として義援金を募集し、約4億3,810万円の善意が寄せられた。

この義援金は、京都府台風第23号被災者義援金配分委員会における配分基準に基づき、市町を通じて、被災者の方々に配布した。

### 1 募集

京都府台風第23号被災者義援金募集委員会を設置し、以下のとおり募集を行った。

実施機関	京都府台風第23号被災者義援金募集委員会
構成団体	京都府、日本赤十字社京都府支部、京都府共同募金会、京都府社会福祉協議会、NHK京都放送局、NHK厚生文化事業団近畿支局
募集期間	平成16年10月26日～平成16年11月30日
募集窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府、府内各市町村、日本赤十字社京都府支部、京都府共同募金会、NHK京都放送局</li> <li>・京都銀行、UFJ銀行</li> <li>・郵便局</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">（当該銀行からの振込、郵便振替の窓口での振込については、手数料は無料）</p>
義援金受付総額	438,810,649円

### 2 配分

京都府台風第23号被災者義援金配分委員会において決定した以下の基準に基づき、配分した。

対象地域	台風第23号被害により被災した地域
対象被害	人的被害（死亡、重傷）、住家被害（全壊、半壊、床上浸水）
配分基準	配分単価（920千円）に以下の指数（％）を乗じて配分した。 死亡：100、重傷：50 全壊：100、半壊：50、床上浸水：10
残金処理	配分残金は、社会福祉法人京都府共同募金会へ寄付

## 第6 災害ボランティアの活動

### 1 一般ボランティア

台風23号災害では、河川が氾濫したり土石流や崖崩れなどで、土砂が住家等に流入した地域が多数発生した。こうした地域の泥除去や後片づけなどの作業を手伝うために、京都府域のみならず、隣接する府県などから、延べ12,000名を超えるボランティアが応援に駆けつけていただいた。

京都府では、被災直後の10月21日に、府社会福祉協議会を中心として、京都府災害ボランティアセンターを設置し、23日から11月3日までの間に、宮津市、舞鶴市及び大江町の災害ボランティアセンターに向けて、延べ51台のボランティアバスを運行するなど、被災地域へのボランティアの派遣や受入に係る調整を行うとともに、府社会福祉協議会のホームページで、活動を希望されるボランティアに対して情報の提供を行った。

この台風23号災害と、これに先立つ同年7月に発生した福井豪雨に係る災害ボランティアの派遣を契機として、平成17年5月に京都府や京都府社会福祉協議会など計21機関・団体により、公民協働型で常設の『京都府災害ボランティアセンター』が設置されたところである。

ボランティア派遣(受入)状況

(平成16年11月30日終了現在)

		10/22 (金)	10/23 (土)	10/24 (日)	10/25 (月)	10/26 (火)	10/27 (水)	10/28 (木)	10/29 (金)	10/30 (土)	10/31 (日)	11/1(月)	11/2(火)	11/3(水)	11/4(木) ~30(火)	合 計
福知山市	府センター派遣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8
	現地受付	30	52	57	4	6	16	8	4	8	1	2	2	2	3	195
	計	30	52	57	4	6	16	8	4	8	9	2	2	2	3	203
舞鶴市	府センター派遣	0	11	100	39	54	79	84	123	302	278	49	49	25	0	1,193
	現地受付	0	39	169	75	92	98	154	231	414	546	52	81	133	83	2,167
	計	0	50	269	114	146	177	238	354	716	824	101	130	158	83	3,360
綾部市	府センター派遣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	現地受付	0	0	13	8	4	1	1	0	77	39	0	0	0	0	143
	計	0	0	13	8	4	1	1	0	77	39	0	0	0	0	143
宮津市	府センター派遣	0	110	196	48	391	109	140	300	546	229	81	75	56	0	2,281
	現地受付	0	188	225	328	140	180	459	147	656	619	59	118	106	20	3,245
	計	0	298	421	376	531	289	599	447	1,202	848	140	193	162	20	5,526
大江町	府センター派遣	0	48	121	47	165	45	126	11	82	186	0	0	0	0	831
	現地受付	0	45	291	78	110	185	186	302	376	243	18	12	18	32	1,896
	計	0	93	412	125	275	230	312	313	458	429	18	12	18	32	2,727
加悦町	府センター派遣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	現地受付	0	0	62	15	0	0	0	0	56	27	0	0	0	3	163
	計	0	0	62	15	0	0	0	0	56	27	0	0	0	3	163
伊根町	府センター派遣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	現地受付	0	0	9	0	0	1	11	26	2	0	0	0	39	10	98
	計	0	0	9	0	0	1	11	26	2	0	0	0	39	10	98
合 計	府センター派遣	0	169	417	134	610	233	350	434	930	701	130	124	81	0	4,313
	現地受付	30	324	826	508	352	481	819	710	1,589	1,475	131	213	298	151	7,907
	計	30	493	1,243	642	962	714	1,169	1,144	2,519	2,176	261	337	379	151	12,220

### 2 専門ボランティア等

台風23号災害では、『京都府災害ボランティア運営協議会』に加入する2団体からも、京都府災害救援専門ボランティアの派遣を行った。

- (社)京都府看護協会からは、10月23日から11月3日にかけて、舞鶴市、宮津市及び大江町で、一般ボランティアの救護業務及び避難住民の巡回健康相談業務に、延べ57名の専門ボランティアが従事した。
- (社)京都府建築士会では、被災市町(大江町・舞鶴市・宮津市・伊根町・加悦町・京丹後市)と新たに覚書を交わし、10月30日から12月23日にかけて、被災者生活再建支援法に係る被災住家の認定業務に、延べ88人の建築士の方が従事した。
- このほか、台風23号災害に際し、京都府が主体的に支援活動を要請した団体は、(社)京都府建築士事務所協会、(社)京都府測量設計業協会、(社)京都府産業廃棄物協会、京都府臨床心理士会、京都府土地改良事業団体連合会、京都府森林組合連合会、京都府樹木医会、京都府砂防ボランティア協会等がある。